

**青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例の一部を  
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例の一部を  
改正する条例**

青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例（平成 1 6 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分および第 2 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同号中「第 8 条」を「第 1 2 条」に改め、同条第 9 号中「第 5 7 条第 1 項」を「第 9 2 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 7 月 3 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 9 号の改正規定は、公布の日から施行する。